

令和8年度 保険税率の改正について (1/22修正)

1. 保険税率の改正案 (1/22修正案)

(1) 1月16日に県より示された市町村標準保険税率「本算定」と「秋の試算」の差異

令和8年度 市町村標準保険税率「秋の試算」

	所得割	均等割
医療分	7.84 %	47,655 円
支援金分	2.79 %	16,833 円
介護分	2.43 %	17,247 円
子ども分	0.25 %	1,651 円
合計	13.31 %	83,386 円

令和8年度 市町村標準保険税率「本算定」

	所得割	均等割
医療分	7.58 %	46,089 円
支援金分	2.76 %	16,675 円
介護分	2.41 %	17,107 円
子ども分	0.29 %	1,882 円
合計	13.04 %	81,753 円

「本算定」 — 「秋の試算」

	所得割	均等割
医療分	▲ 0.26 %	▲ 1,566 円
支援金分	▲ 0.03 %	▲ 158 円
介護分	▲ 0.02 %	▲ 140 円
子ども分	0.04 %	231 円
合計	▲ 0.27 %	▲ 1,633 円

(2) 改正案 (1/22修正)

< 現行 > 令和7年度 鴻巣市保険税率

	所得割	均等割
医療分	6.92 %	35,500 円
支援金分	2.76 %	16,000 円
介護分	2.30 %	16,000 円
合計	11.98 %	67,500 円

◆ 1人当たり調定見込額 109,408円 (※)

令和8年度 鴻巣市保険税率 (1/22修正案)

	所得割	均等割
医療分	7.58 %	42,000 円
支援金分	2.76 %	16,000 円
介護分	2.41 %	16,000 円
子ども分	0.29 %	1,900 円
合計	13.04 %	75,900 円

◆ 1人当たり調定見込額 121,357円 (※)
(子ども分を除いた場合118,164円)

令和7年⇒令和8年の改正幅

	所得割	均等割
医療分	0.66 %	6,500 円
支援金分	0.00 %	0 円
介護分	0.11 %	0 円
子ども分	0.29 %	1,900 円
合計	1.06 %	8,400 円

◆ 1人当たり調定見込額 11,949円(10.92%)の増
(子ども分を除いた場合8,756円 (8.00%))

※理論値：令和7年12月末被保険者が4月～翌3月の12ヶ月加入しているものとして計算したもの

【参考】1/15案の改正幅

< 現行 > 令和7年度 鴻巣市保険税率

	所得割	均等割
医療分	6.92 %	35,500 円
支援金分	2.76 %	16,000 円
介護分	2.30 %	16,000 円
合計	11.98 %	67,500 円

◆ 1人当たり調定見込額 109,243円 (※)

令和8年度 鴻巣市保険税率 (1/15案)

	所得割	均等割
医療分	7.84 %	42,000 円
支援金分	2.79 %	16,000 円
介護分	2.43 %	16,000 円
子ども分	0.25 %	1,600 円
合計	13.31 %	75,600 円

◆ 1人当たり調定見込額 122,428円 (※)
(子ども分を除いた場合119,692円)

令和7年⇒令和8年の改正幅

	所得割	均等割
医療分	0.92 %	6,500 円
支援金分	0.03 %	0 円
介護分	0.13 %	0 円
子ども分	0.25 %	1,600 円
合計	1.33 %	8,100 円

◆ 1人当たり調定見込額 13,185円(12.07%)の増
(子ども分を除いた場合10,449円 (9.56%))

※理論値：令和7年10月末被保険者が4月～翌3月の12ヶ月加入しているものとして計算したもの

(3) 1/15案と1/22修正案との差異

(再掲) 令和8年度 鴻巣市保険税率 (1/15案)

	所得割	均等割
医療分	7.84 %	42,000 円
支援金分	2.79 %	16,000 円
介護分	2.43 %	16,000 円
子ども分	0.25 %	1,600 円
合計	13.31 %	75,600 円

◆ 1人当たり調定見込額 122,602円 (※)

(再掲) 令和8年度 鴻巣市保険税率 (1/22修正案)

	所得割	均等割
医療分	7.58 %	42,000 円
支援金分	2.76 %	16,000 円
介護分	2.41 %	16,000 円
子ども分	0.29 %	1,900 円
合計	13.04 %	75,900 円

◆ 1人当たり調定見込額 121,357円 (※)

「1/22修正案」 — 「1/15案」

	所得割	均等割
医療分	▲ 0.26 %	0 円
支援金分	▲ 0.03 %	0 円
介護分	▲ 0.02 %	0 円
子ども分	0.04 %	300 円
合計	▲ 0.27 %	300 円

◆ 1人当たり調定見込額 1,245円の減 (※)

税率改正案
モデルケース別
影響額
(1/22修正版)

●令和7年度 鴻巣市税率

	所得割	均等割
医療分	6.92%	35,500円
支援分	2.76%	16,000円
介護分	2.30%	16,000円
合計	11.98%	67,500円

●令和8年度 税率改正案
(1/22修正案)

	所得割	均等割
医療分	7.58%	42,000円
支援分	2.76%	16,000円
介護分	2.41%	16,000円
子ども分	0.29%	1,900円
合計	13.04%	75,900円

●令和8年度 税率改正案
(1/15案)

	所得割	均等割
医療分	7.84%	42,000円
支援分	2.79%	16,000円
介護分	2.43%	16,000円
子ども分	0.25%	1,600円
合計	13.31%	75,600円

【モデルケース①】年金収入:単身世帯

- 年齢:73歳
収入:150万円(年金)
(=所得40万円)
- ※均等割7割軽減

	所得割	均等割
医療分	円	10,600円
支援分	円	4,800円
介護分	円	円
合計	円	15,400円

年額: 15,400円

【参考】1人加入世帯構成割合(介護分非該当者):42.4%

	所得割	均等割
医療分	円	12,600円
支援分	円	4,800円
介護分	円	円
子ども分	円	500円
合計	円	17,900円

年額 17,900円

2,500円 増

	所得割	均等割
医療分	円	12,600円
支援分	円	4,800円
介護分	円	円
子ども分	円	400円
合計	円	17,800円

年額 17,800円

【モデルケース②】給与収入:単身世帯

- 年齢:42歳
収入:350万円(給与)
(=所得237万円)

	所得割	均等割
医療分	134,200円	35,500円
支援分	53,500円	16,000円
介護分	44,600円	16,000円
合計	232,300円	67,500円

年額: 299,800円

【参考】1人加入世帯構成割合(介護分該当者):23.1%

	所得割	均等割
医療分	147,000円	42,000円
支援分	53,500円	16,000円
介護分	46,700円	16,000円
子ども分	5,600円	1,900円
合計	252,800円	75,900円

年額 328,700円

28,900円 増

	所得割	均等割
医療分	152,000円	42,000円
支援分	54,100円	16,000円
介護分	47,100円	16,000円
子ども分	4,800円	1,600円
合計	258,000円	75,600円

年額 333,600円

【モデルケース③】年金収入:2人世帯

- 年齢:夫(70歳)
収入:200万円(年金)
- 年齢:妻(68歳)
収入:80万円(年金)
(=所得90万円+0万円)
- ※均等割5割軽減

	所得割	均等割
医療分	32,500円	35,500円
支援分	12,900円	16,000円
介護分	円	円
合計	45,400円	51,500円

年額: 96,900円

【参考】2人加入世帯構成割合:27.2%

	所得割	均等割
医療分	35,600円	42,000円
支援分	12,900円	16,000円
介護分	円	円
子ども分	1,300円	1,900円
合計	49,800円	59,900円

年額 109,700円

12,800円 増

	所得割	均等割
医療分	36,800円	42,000円
支援分	13,100円	16,000円
介護分	円	円
子ども分	1,100円	1,600円
合計	51,000円	59,600円

年額 110,600円

【モデルケース④】給与収入または事業所得:3人世帯

- 年齢:夫(45歳)
収入:430万円(給与)
- 年齢:妻(41歳)
収入:90万円(給与)
- 年齢:子(10歳)
収入:なし
(=所得300万円+25万円)

	所得割	均等割
医療分	177,800円	106,500円
支援分	70,900円	48,000円
介護分	59,100円	32,000円
合計	307,800円	186,500円

年額: 494,300円

【参考】3人加入世帯構成割合:7.3%

	所得割	均等割
医療分	194,800円	126,000円
支援分	70,900円	48,000円
介護分	61,900円	32,000円
子ども分	7,400円	3,800円
合計	335,000円	209,800円

年額 544,800円

50,500円 増

	所得割	均等割
医療分	201,400円	126,000円
支援分	71,700円	48,000円
介護分	62,400円	32,000円
子ども分	6,400円	3,200円
合計	341,900円	209,200円

年額 551,100円

※【参考】の加入者数別世帯構成割合は令和7年11月末時点加入者データより算出(世帯内の国保加入者数で区分しており、住民票の世帯人数とは異なる)

前回の意見・質疑

《委員質疑》

子ども子育て支援金について3点伺う。

- ・ 1,600円が世帯の年額か。
- ・ 対象者の選別は、住民票と照らし合わせて、ピックアップするのか。
- ・ これが全部国保の医療費等に反映されていくものか。

《事務局回答》

- ・ 1,600円は世帯単位ではなく1人単位。1,600円がその年度中に19歳になる方にかかる。既存の軽減等は適用される。
- ・ 住民票と照らし合わせるのではなく、国保の加入者に課税する。
- ・ 医療費ではなく、子ども子育てに関する施策（児童手当の拡充や子ども誰でも通園制度など）に使われる。

《委員質疑》

調定額と納付金の差額は、他の税金で補填しているのか。

《事務局回答》

国保税の不足の分を、住民税や固定資産税等の他の税で補填しているということはない。国民健康保険の歳入は、税収のほか、法令上認められている一般会計からの繰入金、保健事業に充てる一般会計からの法定外の繰入金、基金からの繰入金、国・県からの補助金や交付金で成り立っている。

《委員質疑》

- ・ 基金残高は令和12年度にはゼロになるのか。
- ・ 統一後は保険税率を決めるのは県に移管するのか。

《事務局回答》

- ・ 基金残高は、確実にゼロになるもしくは適正な残高はこのぐらいという数字は出せていない。
- ・ 令和9年度以降は毎年示される標準保険税率に合わせていく形になるが、今後も各市町村の議会において議決し、決定する予定。

《委員意見》

- ・ 増税額の試算で、令和7年から令和8年度の改正率12.07%、子ども分を切っても9.56%という数字を見たときに、すごく大きいと感じた。単身世帯の方にしてみれば、子ども子育て支援分は、理解が得難い部分があるのではと思う。
- ・ 子ども子育て支援金は健康保険に使われるのではないので、丁寧な説明が必要だと思う。

《事務局回答》

- ・ ご意見はおっしゃるとおり。広報、国保だより等で周知したい。

《委員意見》

子ども子育て支援金については、子ども家庭庁から資料が出ていると思う。簡単なパンフレットも出ているので、次回会議で出してもらおうとよいと思う。

令和7年度第3回鴻巣市国民健康保険運営協議会会議次第

と き 令和8年1月22日（木）
午後1時20分～3時（予定）
ところ 鴻巣市保健センター 2階研修室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

(1) 令和8年度国民健康保険税率の改正について（諮問事項）

4 その他

5 閉 会

運協委員席順

令和8年1月22日(木)午後1:20～ 鴻巣市保健センター2階研修室

敬称略

	会長		
--	----	--	--

ミズノ ミノル 水野 稔
ミヤシタ タクミ 宮下 拓実
クリハラ ヨシコ 栗原 依子
シマザキ タカエ 島崎 孝江
ハナオカ ヒトミ 花岡 仁美
スナガ ヨシノリ 須永 義典

セヤマ ヒサエ 瀬山 久江
トドロキ ヨウコ 轟 容子
イマイ フミオ 今井 文男
ヒラタ マサイチ 平田 雅一
ヤマグチ キミヨ 山口 公代
ヤマカワ ヤストシ 山川 泰利

高橋副部長	田島部長	宮澤課長	金子副参事
事務局職員			

欠席：大田副会長、高橋委員、佐々木委員、谷淵委員、近藤委員



令和8年1月23日

鴻巣市長 並木 正年 様

鴻巣市国民健康保険運営協議会
会 長 金 子 宮 司

鴻巣市国民健康保険税率の改正について（答申）

令和8年1月15日付け鴻国保第1896号で諮問のあった標記の件について、諮問された改正案に対し、新たに1月16日に埼玉県より通知のあった本市の市町村標準保険税率「本算定」を参考に、当協議会で慎重に審議を行った結果、下記のとおりとすることが適当と認め、意見を付して答申する。

記

- 1 令和8年度国民健康保険税率について
国民健康保険税の所得割率及び均等割額を、次のとおりとする。

区 分	項 目	現 行	改正後
基礎課税分 (医療分)	所得割率	6.92%	7.58%
	均等割額	35,500 円	42,000 円
後期高齢者 支援金等分	所得割率	2.76%	2.76%
	均等割額	16,000 円	16,000 円
介護納付金分	所得割率	2.30%	2.41%
	均等割額	16,000 円	16,000 円
子ども・子育て 支援納付金分	所得割率	—	0.29%
	均等割額	—	1,900 円
合 計	所得割率	11.98%	13.04%
	均等割額	67,500 円	75,900 円



2 附帯意見

- (1) 埼玉県内の保険税水準の準統一を見据え、毎年埼玉県が示す標準保険税率を参考に、計画的、段階的に保険税率の改正を行ってきたことから、令和9年度の保険税水準の準統一を達成すること。
- (2) 令和8年度から課税される「子ども・子育て支援納付金分」については、新たな制度設計であることから、その周知については、同納付金の使用目的も含め、今後、適切なタイミングで広報紙やホームページ、国保だより等を活用して、きめ細かく実施していくこと。
- (3) 今回の税率改正により新たな負担を求める被保険者に対して、埼玉県内で税率を統一していく動きなどの社会的背景や、国民健康保険制度の詳細な仕組み等の更なる周知を分かりやすく丁寧に行い、理解を高めるような広報に努めていくこと。
- (4) 受益と負担の公平性を確保するため、保険者として一層の対策を講じ、医療費の適正化及び収納率の維持・向上に努めること。